

滋賀医科大学オープンアクセス方針実施要領

令和2年3月25日

附属図書館長裁定

(趣旨)

1. 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、本学で生産された研究成果を学内外へ無償で提供することにより、教育研究活動のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、誰もが無料でアクセスして利用できる状態を指します。
- オープンアクセスによって、情報アクセスへの平等が推進されるだけでなく、研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果があります。
- オープンアクセスは、著者にとっても以下のようなメリットがあると考えられます。
 - ▶ インターネット上で全世界の人々に無料で論文を読んでもらうことができます。
 - ▶ 論文が引用される可能性が高くなります。
 - ▶ 研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。
 - ▶ 自分の論文をいつでも確認することができます。
- オープンアクセスの手段としては、以下の2種類があります。
 - ▶ グリーン・オープンアクセス
機関リポジトリ等で出版社版または著者最終稿を無料で公開する方法。
 - ▶ ゴールド・オープンアクセス
著者が論文投稿料(Article Processing Charge : APC)を負担することによりオープンアクセスにする方法。APCにより、雑誌自体がオープンアクセス出版となっているものや、著者が論文単位でオープンアクセス・オプションを選択できる購読型がある。

滋賀医科大学オープンアクセス方針は、ゴールド・オープンアクセスだけでなく、滋賀医科大学機関リポジトリ「びわ庫」に研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスを実現することを目指すものです。

(定義)

2. 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「公的研究資金」とは、競争的研究資金、公募型の研究資金及び運営費交付金等をいう。

(2) 「研究成果」とは、出版社、学会、大学等が発行した学術雑誌に掲載された学術論文等の学術情報を指す。

- 公的研究資金の定義は、内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」（2015/3/30）に基づきます。

参考) 内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」p. 15

(3) 「公的研究資金を用いた研究」の定義及び研究データの範囲

① 「公的研究資金を用いた研究」の定義

競争的資金及び公募型の研究資金に該当するものとする。また、国費が投入されている独立行政法人及び国立大学法人等の運営費交付金等を100%活用した研究活動等も対象とすべきである。

(研究成果の公開)

3. 本学は、本学に在籍する教職員（以下、「教職員」という。）の公的研究資金を用いた研究成果を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果には学外研究者との共同研究成果も含むものとする。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(1) 滋賀医科大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録する。

(2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。

(3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。

(4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

- 本方針の対象者は、滋賀医科大学に在籍する常勤の教職員とします。
- 非常勤講師（本務先のない場合）、有期雇用者、名誉教授、大学院生、学部学生については、リポジトリに学術論文等を登録し、オープンアクセスで公開することができます。
- 学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。
- 本学に在籍する教職員が他機関へ移動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開します。
- リポジトリに登録した論文の著作権は、本学に移転されることなく、登録前の著作権者が保持します。

(研究成果の提供)

4. 教職員は、リポジトリで公開可能な研究成果を本学に無償で提供する。なお、本方針の定める研究成果以外の研究成果についても提供を推奨する。

- オープンアクセスの方法として、本学のリポジトリでの公開を行う場合は、著者最終稿を、附属図書館リポジトリ担当宛にお送りください。
- お送りいただいた学術論文等について、リポジトリでの公開可否や公開禁止期間 (embargo) の確認作業は、附属図書館が行います。なお、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書 (Copyright Transfer Form) を添付いただくと、確認作業がスムーズに行えますので、ご協力をお願いします。
- 確認作業の結果、出版社版のリポジトリでの公開が認められている場合は、附属図書館が出版社版を入手し、リポジトリで公開します。
- 公開禁止期間 (embargo) が設定されている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留します。
- 研究成果の提供に際しては、事前に共著者の許諾を得てください。 (文書で提出する必要はありません。)

(適用の例外)

5. 著作権及び知的財産権の実施等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

- 教職員の申請または本学の決定等により研究成果を非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合、附属図書館長が当該研究成果の公開についての可否を判断します。
- 研究成果の公開が不適切であると教職員が判断した場合、その理由を付して申請することができます。
- 想定される理由は、以下のとおりです。
 - ▶ 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
 - ▶ 共著者の合意が得られない場合
 - ▶ 研究成果に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
 - ▶ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。

(適用の不遡及)

6. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

- 本方針が施行される以前に発表された研究成果については、本方針を遡っての適用は行いません。ただし、過去の成果物に対しても可能な範囲でリポジトリ登録を推奨します。

(リポジトリの運用)

7. リポジトリの運用に関わる事項は、「滋賀医科大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

- 研究成果の取り扱いについて疑義が生じた場合は、本方針及び本実施要領を優先します。

(その他)

8. 本方針で定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

- 本方針の実施に際し、関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、関係者間で協議します。